

にし阿波子育て応援宣言事業「はぐくみアクション」実施について

はじめに

近年、少子高齢化、過疎化の進行、格差の拡大等社会経済状況の大きく変化する中、子育て家庭は孤立化し、育児の不安感・負担感が増してきています。

そういった子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもたちが、安心して学び、遊び、暮らせるよう、地域全体での子育て支援活動が必要不可欠です。

そこで、西部総合県民局では、普段の生活において「少しの気づき」と「思いやりの気持ち」で自分にできる取り組みを一人ひとりからはじめ、家庭や職場・企業、また地域・社会へと展開できるよう進めていきたいと考えております。

このたび、その取り組みの1つとして、西部圏域（美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町）内の住民や圏域内で活動する団体に子育て家庭を応援する行動を「宣言」として意思表示していただき、自らが「宣言」することによって自身の行動に結びつけるものです。

1 目的

子育て応援宣言事業「はぐくみアクション」（以下「はぐくみアクション」という。）は、西部圏域の住民及び団体が次の理念に基づき、子育てを応援する取り組みを自己宣言して行動するものであり、この取り組みを普及させることによって、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図り、もって子育て家庭が安心して子育てすることのできる圏域づくりを目的としています。

- (1) 子どもをはぐくむ
- (2) 子育て家庭とふれあう
- (3) 子育て家庭をまもる
- (4) 子育て家庭にすすめる

2 実施内容

- (1) 受付期間
平成23年4月1日（金）から平成24年2月29日（水）まで
- (2) 参加資格
 - ①美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町に居住する者
 - ②美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町に通勤又は通学する者
 - ③美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町の団体
 - ④その他西部総合県民局長が適当と認める者
- (3) 宣言の種類
 - ①個人
 - ②団体… NPO 法人、町内会、老人クラブ、学校、クラス、ボランティア団体などの非営利団体
- (4) 宣言項目の例
 - 子どもをはぐくむ
 - ・子どもの良い行動をほめます

- ・子どもが危険なことをしていれば声をかけます
- ・公共の場でのルールを守ります
- 子育て家庭とふれあう
 - ・親子にあいさつをします
 - ・サークル活動に参加します
 - ・近くに困っている親子がいれば声をかけます
- 子育て家庭をまもる
 - ・階段などで、ベビーカーや荷物を運びます
 - ・子どもや妊婦が近くにいるときは喫煙を控えます
 - ・自動車や自転車の運転マナーを守ります
- 子育て家庭にすすめる
 - ・公共交通機関などでは親子連れに席をゆずります
 - ・トイレの順番を代わり、親子連れを優先させます
 - ・地域行事への参加をすすめます

(5) 申し込み方法

実施要綱第5条に定める子育て応援宣言書（別記様式1）を郵送・持参・メール・FAXのいずれかで提出してください。ただし、（別記様式1）は、【必要事項】が記載されていれば任意様式等も可とします。

【必要事項】

①個人

- ・住所
- ・氏名
- ・性別
- ・年齢
- ・宣言項目番号
- ・オリジナル宣言（宣言項目番号を記載しない場合は必須）
- ・（※1）子育てに関する情報送付の希望の有無

②団体

- ・団体名
- ・住所
- ・代表者氏名
- ・参加人数
- ・主な活動内容
- ・宣言項目番号
- ・オリジナル宣言（宣言項目番号を記載しない場合は必須）
- ・（※2）ホームページへの公開の希望の有無
- ・（※1）子育てに関する情報送付の希望の有無

（※1）子育てに関する情報送付の希望の有無について

はぐくみアクションの事業のほか、徳島県、美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町が実施している子育てに関する事業の情報について、受け取りを希望される方は、その旨記載してください。

また、希望される場合は、美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町へ、この宣言書に記載された個人情報を含む内容について情報提供しますのでご了承ください。

(※2)ホームページへの公開の希望の有無について
はぐくみアクションに団体として参加していることについて、徳島県のホームページに掲載することを希望される団体は、その旨記載してください。

参加方法	説明
郵送の場合	あて先：〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地 西部総合県民局保健福祉環境部（三好）あて
持参の場合	住 所：〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地 西部総合県民局保健福祉環境部（三好）
メールの場合	あて先：西部総合県民局保健福祉環境部（三好） seibu_hfk_my@pref.tokushima.lg.jp
FAXの場合	あて先：西部総合県民局保健福祉環境部（三好） 0883-76-0451

(6) 子育て応援宣言書等の配布

①宣言書付きのリーフレットを全戸配布

②ホームページへの掲載

③西部総合県民局の窓口等で配布

○県民センター（美馬庁舎）

〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73番地
電話：0883-53-2038

○県民センター（三好庁舎）

〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地
電話：0883-76-0371

○保健福祉環境部（三好庁舎）

〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地
電話：0883-76-0415

○保健福祉環境部（三好保健所）

〒778-0002 三好市池田町マチ2542番地4
電話：0883-72-1122

○保健福祉環境部（美馬庁舎）

〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73番地
電話：0883-53-2070

○保健福祉環境部（美馬保健所，西部こども女性相談センター）

〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23番地
電話：0883-52-1017 0883-55-3323

④各市役所，町役場の窓口等で配布

- 美馬市役所 子どもすこやか課
〒 779-3695 美馬市脇町大字脇町1303番地3
電話：0883-52-5606
- 三好市役所 子育て支援課
〒 778-0002 三好市池田町シンマチ 1474 番地
電話：0883-72-7648
- つるぎ町役場 福祉課
〒 779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1 番地 3
電話：0883-62-3116
- 東みよし町役場 福祉課
〒 779-4795 三好郡東みよし町加茂 3360 番地
電話：0883-82-6306

⑤イベント等での配布

- (7) 宣言書が提出された場合の確認事項
宣言項目やオリジナル宣言の内容が，子育てを応援する取り組みであるかどうか確認します。次の事項のいずれかに該当する場合は，名簿に登録しません。
- ①誹謗・中傷があるもの
 - ②不快感を与えるおそれがあるもの
 - ③法令に違反もしくはそのおそれがあるもの
 - ④その他，登録が適切でないと認められるもの

3 ホームページへの掲載（予定）

はぐくみアクションへの参加状況をホームページに掲載します。

- (1) 掲載期間
平成23年6月1日から平成24年8月31日まで
ただし，実施機関の都合により予告なく掲載を削除する場合があります。
- (2) 掲載内容
 - 【個人の宣言】
宣言項目別に宣言者数をホームページに掲載します。
 - 【団体の宣言】
団体名，主な活動内容，宣言項目及び参加人数等を掲載します。

4 問い合わせ先

徳島県 西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）
〒 778-0002 三好市池田町マチ 2415 番地
電話：0883-76-0415